

第32回成田市農業委員会総会議事録

平成26年2月20日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成26年2月20日(木)

午後2時から午後3時20分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 29名

議長	宍倉 日出夫	16番	萩原 十郎
1番	仲山 綾夫	17番	岡野 政男
2番	高木 勲	18番	石井 賢二
3番	瀧澤 きみ子	19番	田代 實喜彌
4番	石原 輝夫	20番	若松 義幸
5番	大嶋 幹夫	21番	土井 富司
7番	根本 喜久治	22番	小嶋 勲
8番	櫻井 浩子	23番	成毛 太津夫
9番	池谷 正幸	24番	成毛 孝
10番	岩澤 貞男	25番	朝倉 けい子
11番	伊藤 勝	26番	岩立 隆
12番	海保 博	27番	加瀬 雅英
13番	一畝田 俊樹	28番	佐藤 敏郎
14番	川崎 貞男	29番	荒居 和恵
15番	小貫 善之		

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 利用状況調査の結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 藤田久男

主幹兼振興係長 矢崎光二

農地係長 寺本直弘

主査 平山美登

主査 緒方勤

(午後2時 開会)

○議長 ただいまの出席委員は29名、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから、第32回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、1月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、10番 岩澤貞男委員、11番 伊藤 勝委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 利用状況調査の結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告6件でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。8件の申請がございました。1番、桜田にお住いの譲受人が、桜田にお住いの譲渡人より、桜田の田3筆、8,265㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅から近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、高齢であり後継者もいないため農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、十余三にお住いの譲受人が、十余三にお住いの譲渡人が所有する十余三の畑、1筆、3,160㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅から近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、会社に勤務しており耕作が出来ないため、農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、船形にお住いの譲受人が、北須賀にお住いの譲渡人が所有する船形の畑、1筆、611㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅から近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、後継者がいないため農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、船形にお住いの譲受人が、北須賀にお住いの譲渡人が所有する北須賀の田、1筆、9.91㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に隣接した農地を取得したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、面積が狭く耕作が出来ないため譲渡したいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、船形にお住いの譲受人が、東京都調布市にお住いの譲渡人が所有する北須賀の田(現況 畑)2筆、104㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に隣接した農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、自宅から遠く耕作が出来ないため農地を譲渡したいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。6番、茨城県稲敷郡河内町にお住いの譲受人が、船橋市にお住いの譲渡人が所有する北部の田、2筆、2,007㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作が出来ないため申請地を譲渡したいというもので、総会資料5ページに案内図がございます。

7番、下方にお住いの譲受人が、船橋市にお住いの譲渡人が所有する北部の畑、1筆、740㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作が出来ないため申請地を譲渡したいというもので、総会資料5ページに案内図がございます。

8番、堀籠にお住いの譲受人が、佐倉市にお住いの譲渡人が所有する堀籠の畑、2筆、644㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅から近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、自宅から遠く耕作が出来ないため農地を譲渡したいというもので、総会資料6ページに案内図がございます。6ページでございます。

②交換でございます。2件の申請がございました。1番、長沼にお住いの譲受人が、長沼にお住いの譲渡人が所有する長沼の田、1筆、1,021㎡を交換により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に近い農地を交換により取得し耕作の効率化を図りたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を交換したいというもので、総会資料7ページに案内図がございます。

2番、長沼にお住いの譲受人が、長沼にお住いの譲渡人が所有する長沼の田、1筆、1,021㎡を交換により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に近い農地を交換により取得し耕作の効率化を図りたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を交換したいというもので、総会資料7ページに案内図がございます。

7ページをお開き願います。③贈与でございます。1件の申請がございました。1番、大和田にお住いの譲受人が、柏市にお住いの譲渡人が所有する高の田2筆、4,606㎡及び畑8筆、3,318㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、農地の贈与を受け農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作が出来ないため農地を贈与したいというもので、総会資料8ページに案内図がございます。

8ページでございます。④使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、松崎にお住いの借受人が、松崎にお住いの貸付人が所有する松崎の田、27筆、25,173.51㎡及び畑13筆、4,102.7㎡に使用貸借権を設定したいという申請でございます。譲受人の事由は、父と使用貸借により権利を設定し

たいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、経営移譲年金受給のため子と使用貸借により権利を設定したいというもので、総会資料9ページから12ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は国道51号の北側の農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は国道51号の南側の十余三の集落に近い農地で、現状は木が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は市道角川八代線の東側にある宅地と山林に隣接した農地で、現状は、畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の4番につきましては、申請地は市道北須賀線に隣接した農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の5番につきましては、申請地は市道北須賀西船形線に隣接した農地で、現状は畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の6番につきましては、申請地は市道北羽鳥安西線の東側にある宅地に隣接した農地で、現状は田として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の7番につきましては、申請地は市道北羽鳥安西線の東側にある宅地に隣接した農地で、現状は畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の8番につきましては、申請地は市道長堀線に隣接する農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

なお、審議の中で、1番から8番の中に認定農業者は何人いるのかとの質問があり、確認し、総会で報告するとのことでした。以上でございます。

○議長 続きます事務局長より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番から8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、1番から8番すべて要件を満たしていると思われま。

それから「農作業に常時従事すること」についても、1番、3番から6番は、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われま。2、7、8番については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われま。

また、地域との調和要件ですが、1、4、6番は田を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。2番は畑を取得し、落花生を作付けしたいという営農計画です。3、5、8番は畑を取得し、野菜類を作付けしたいという営農計画です。7番は畑を取得し、なす、きゅうり、豆類を作付けしたいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われま。

以上のことから売買の1番から8番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

小委員会の時にご質問のありました、認定農業者についてですが、①売買の4番と5番が認定農業者になります。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めま。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きます、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、仲山委員は議事に参与できませんので暫時退室願います。

(仲山委員退室)

○議長 続きまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

退席されていた仲山委員の入室をお願いします。

(仲山委員入室)

○議長 続きまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の8番は可決されました。

次に、②交換について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 ②交換の1番と2番につきましては、申請地は市道十余三長沼線の北側に位置する農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②交換について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ②交換の1、2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われま

す。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われま

す。また、地域との調和要件ですが、田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。以上のことから交換の1、2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、本案は交換でありますので、一括してご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、分割して採決いたします。

まず、②交換の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の1番は可決されました。

次に、②交換の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の2番は可決されました。

次に、③贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 ③贈与の1番につきましては、申請地は市道高那知山線の近傍に位置する農地で、現状は、田は良好に管理されておりましたが、畑につきましては、木と草が生えておりました。

審議の中で、譲渡人と譲受人の関係についての質問があり、申請書から血縁関係はないとのことですが、確認し、総会で報告するとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、③贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ③贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われま

す。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われま

す。また、地域との調和要件ですが、田と畑を取得し、牛の飼料である牧草を作付したいという営農計画です。以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらな

小委員会の時にご質問のありました譲受人と譲渡人との関係についてですが、譲受人の父の同級生が譲渡人と知人であった関係で譲受人を紹介したとのことでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③贈与の1番は可決されました。

次に、④使用貸借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 ④使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は市道北須賀大竹線の近傍、主要地方道成田安食線及び市道松崎下福田線の東側と西側に位置する農地で、現状は田畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、④使用貸借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ④使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われま。

それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われま。また、地域との調和要件ですが、経営移譲により子が農地に使用貸借権を設定し、今まで同様の作付けをするものであり要件を満たしていると思われま。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、④使用貸借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 11ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。

2件の申請がございました。1番、南羽鳥にお住いの申請人が、南羽鳥の畑3筆、951㎡を太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

2番、宝田にお住いの申請人が、宝田の田2筆、818㎡を太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は国道408号線に近い農地で、現況は耕作されておりましたが、良好に管理されておりました。

審議の中で、出力等についての質問があり、出力は30キロワット、事業費は約1千万円とのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の1番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は、原則とし

て許可をすることができないとされていますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、4月14日着手、4月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省は協議中です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(田代委員の挙手あり)

○議長 田代委員

○田代委員 説明の中で1種農地の例外規定について、日常生活上必要な施設とありましたが、そのあたりをもう少し詳しく説明願います。

○事務局 ご質問がありました1種農地の例外規定ですが、農地法施行規則第33条に第1種農地の例外規定が設けられています。その中に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とあります。今回のケースでいうと、自宅に隣接する農地を自分自身でソーラーパネルを設置し、生活に使う電気と売電を行うということで日常生活上又は業務上必要な施設にあたるという判断です。これは太陽光発電に限ったことでなく、先程の基準に該当する施設であれば例外として認められるということです。

○田代委員 面積要件はありますか。

○事務局 太陽光発電施設に関しましては、面積要件ありません。その他の施設についても一般的に面積要件はありませんが、専用住宅や駐車場の場合だと基準があります。

(加瀬委員の挙手あり)

○議長 加瀬委員

○加瀬委員 ただいまの面積要件がないということは、ソーラーパネルの場合、かなりの面積に設置しても大丈夫ということですか。

○事務局 一般的には必要最低限の面積ということになりますので、ソーラーパネルで1町歩、2町歩の面積があっても必要な面積として認められれば可能性はあります。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 4条の2番につきましては、申請地は国道408号線の東側の宝田集落内にある農地で、現況は良好に管理されておりました。

審議の中で、出力等についての質問があり、出力は28キロワット、事業費は1,370万円とのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、3月25日着手、4月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省は協議中です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 12ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

1番、富里市にお住いの譲受人が、桜田にお住いの譲渡人が所有する桜田の畑2筆、381㎡を売買により譲り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、現在、借りている家が手狭なため、妻の実家近くの申請地に専用住宅を建築しようとするものでございます。総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

2番、譲受人である東京都千代田区内神田三丁目の法人が、久米野にお住いの譲渡人が所有する久米野の畑1筆、1,587㎡を売買により譲り受け、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。譲受人は、平成13年3月に設立された法人で健康食品の販売を主業務とする会社でしたが、事業拡大のため太陽光発電システムの運営及び売電事業に参入し、近隣で太陽光発電事業を行っているため電力の効率等を考え、申請地に太陽光発電パネル216枚を設置したいという申請でございます。総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

13ページをお開き願います。②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、借受人である成田市が、貸付人である成田市古込の法人が所有する駒井野の畑4筆、3,097㎡に使用貸借権を設定し、臨時駐車場用地として一時転用したいという申請でございます。この申請は、さくらの山公園内における観光物産館の建築工事に伴い公園内の駐車場が一部使用できなくなるため、その代わりに申請地を一時的に臨時駐車場用地に転用しようとするものでございます。総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は国道51号線の南側の桜田集落内にある農地で、現況は耕作されておらず草が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であるため、第3種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、融資見込証明書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、4月15日着手、9月15日完了の予定です。計画面積の妥当性については、建築面積は、専用住宅(1棟)及びカーポートで96.05㎡、申請面積は381㎡であり、建築面積の2/2分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、耕作されておらず特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地は主要地方道成田松尾線の東側の久米野集落内にある農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、3月10日着手、5月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは設備認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(一鍬田委員の挙手あり)

○議長 一鍬田委員

○一鍬田委員 最近、太陽光発電の申請件数が成田市は多いように思えますが、市として優遇措置をとっているのか教えてほしい。

○事務局 確かに申請が多くなっておりますが、市として特に優遇措置を設けている訳ではありません。県の印旛地区の担当者に話を聞いたところ、成田市に限らず転用申請の半分から3分の2が太陽光発電だそうです。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は市道南三里塚駒井野線に隣接した農地で、現況は耕作されておりませんが、きれいに管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、臨時駐車場(普通90台)用地です。資力及び信用については、貸付決定通知書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、3月17日着手、5月16日完了の予定です。計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25～30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は28.9㎡のため、面積基準以内で妥当な計画です。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、建築物はないため問題ありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(田代委員の挙手あり)

○議長 田代委員

○田代委員 貸付人が所有している農地面積、そのうち貸し付けて耕作している農地面積など、管理状況について教えていただきたい。

○事務局 貸付人が所有している農地につきましては、借り手のいる農地につきましては貸し付け、その他の農地につきましては貸付人自身で管理している状況です。面積につきましては、後ほど農地台帳システムで把握できる範囲で報告いたします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、成毛孝委員は議事に参与できませんので暫時退室願います。

(成毛孝委員退室)

○議長 次に、議案第4号、平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 14ページでございます。議案第4号、平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、15ページのとおり平成25年度第12次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、16ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)は、18ページから30ページをご覧ください。

16ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。使用貸借権設定はございませんでしたので、全て賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが13, 246㎡、11筆、4件で、詳細は18ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番から4番まででございます。同じく契約期間5年のものが12, 678㎡、12筆、1件で、詳細は19ページの5番でございます。同じく契約期間6年のものが69, 056㎡、54筆、18件で、詳細は19ページの6番から23ページの23番まででございます。同じく契約期間10年のものが20, 020㎡、19筆、1件で、詳細は23ページの24番でございます。合計の契約面積は、115, 000㎡、田92筆、22件、108, 116㎡、畑4筆、2件、6, 884㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積64, 253㎡、田59筆、9件、60, 241㎡、畑1筆、1件、4, 012㎡、再設定が契約面積50, 747㎡、田33筆、13件、47, 875㎡、畑3筆、1件、2, 872㎡でございます。

17ページをお開き願います。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります公益財団法人成田市農業センター及び香取農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。使用貸借権設定はございませんでしたので全て賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが13, 246㎡、11筆、4件で、詳細は24ページの1番から4番まででございます。同じく契約期間6年のものが56, 363㎡、44筆、13件で、詳細は25ページの5番から27ページの17番まででございます。同じく契約期間10年のものが20, 020㎡、19筆、1件で、詳細は28ページの18番でございます。合計の契約面積は、89, 629㎡、田73筆、17件、85, 617㎡、畑1筆、1件、4, 012㎡でございます。

内訳は、新規設定が契約面積48,567㎡、田45筆、6件、44,555㎡、畑1筆、1件、4,012㎡、再設定が契約面積41,062㎡、田28筆、11件、でございます。

最後に、2. 利用権の移転でございます。29ページと30ページでご説明いたします。賃借権の移転が8件で、移転日は、平成26年3月1日、合計面積は26,502㎡です。8件とも経営移譲年金受給に伴い経営者から後継者へ利用権を移転するものでございます。

以上で議案第4号、平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きますして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 議案第4号、平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号、平成25年度第12次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退席されていた成毛孝委員の入室をお願いします。

(成毛孝委員入室)

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 31ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

32ページから36ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。9件の届出がございました。この届出は、農地を相続等により取得した場合にする届出でございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し専決処分をいたしました。

37ページをお開き願います。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、農地の所有権を有する者が、自ら農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

38ページから40ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。9件の届出がございました。この届出は農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転、設定を受けて、農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

41ページから42ページでございます。④転用事実確認証明でございます。5条で3件、の証明願がございました。この証明は、転用届出及び許可後に申請内容どおりのものが完成しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 43ページから44ページでございます。報告第2号農地法第5条の規定による許可申請の取下願でございます。

3件の取下願がございました。1番から3番までの3件は借受人が同一法人で、同一事業でございます。昨年4月に借受人である市原市姉崎の法人が、多良貝にお住いの方3名から申請地を借り受けて使用貸借権を設定し、土砂等の利用による農地造成をしたいという申請があり、平成25年4月19日開催の第22回総会で審議を行い意見付きで許可相当として議決し県に進達をしましたが、他法令の申請が遅れているため申請を取り下げしたいという願でございます。

以上で報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、今回の取下げにより、計画は取りやめになるのかとの質問があり、山林部分の埋立て計画で時間を要しているため一旦取下げられるもので、話がまとまった段階で申請になると思われるとのことでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 45ページをお開き願います。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。4件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく貸借借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に、報告第4号、利用状況調査について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 46ページから47ページでございます。報告第4号、利用状況調査の結果について、でございます。平成25年8月から10月にかけて行っていただきました、農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の結果についてご報告いたします。地区ごとに合計額を読み上げさせていただきます。

成田地区で調査した農地は2,905筆、970,830㎡、適正に耕作・管理されている農地は345筆、212,784㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は142筆、75,241㎡、基盤整備を要する遊休農地は235筆、99,901㎡、農地以外に利用されている農地は2,183筆、582,904㎡、農業振興地域内の遊休農地は14筆、4,362㎡でございました。

次に公津地区で調査した農地は7,233筆、6,321,786㎡、適正に耕作・管理されている農地は4,902筆、5,350,069㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は279筆、156,633㎡、基盤整備を要する遊休農地は354筆、208,653㎡、農地以外に利用されている農地は1,698筆、610,563㎡、農業振興地域内の遊休農地は、284筆、194,817㎡でございました。

次に八生地区で調査した農地は8,679筆、674,750㎡、適正に耕作・管理されている農地は4,685筆、5,252,349㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は975筆、416,707㎡、基盤整備を要する遊休農地は1,330筆、559,342㎡、農地以外に利用されている農地は1,689筆、519,352㎡、農業振興地域内の遊休農地は707筆、328,147㎡でございました。

次に中郷地区で調査した農地は6,475筆、4,720,436㎡、適正に耕作・管理されている農地は2,855筆、3,251,335㎡、草刈等で解消可能な遊

休農地は625筆、319,089㎡、基盤整備を要する遊休農地は1,286筆、538,308㎡、農地以外に利用されている農地は1,709筆、611,704㎡、農業振興地域内の遊休農地は、668筆、336,915㎡でございました。

47ページをお開き願います。次に久住地区で調査した農地は6,487筆、6,932,822㎡、適正に耕作・管理されている農地は4,673筆、5,731,012㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は665筆、475,435㎡、基盤整備を要する遊休農地は654筆、426,563㎡、農地以外に利用されている農地は495筆、299,812㎡、農業振興地域内の遊休農地は624筆、532,812㎡でございました。

次に豊住地区で調査した農地は8,294筆、6,817,487㎡、適正に耕作・管理されている農地は7,599筆、6,552,738㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は271筆、148,615㎡、基盤整備を要する遊休農地は70筆、31,632㎡、農地以外に利用されている農地は354筆、84,502㎡、農業振興地域内の遊休農地は176筆、98,274㎡でございました。

次に遠山地区で調査した農地は4,708筆、5,643,149㎡、適正に耕作・管理されている農地は2,592筆、4,037,094㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は694筆、599,713㎡、基盤整備を要する遊休農地は650筆、555,447㎡、農地以外に利用されている農地は772筆、450,895㎡、農業振興地域内の遊休農地は202筆、313,106㎡でございました。

次に下総地区で調査した農地は11,314筆、13,100,933㎡、適正に耕作・管理されている農地は8,113筆、11,176,182㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は1,296筆、769,322㎡、基盤整備を要する遊休農地は1,180筆、727,971㎡、農地以外に利用されている農地は725筆、427,458㎡、農業振興地域内の遊休農地は1,056筆、805,015㎡でございました。

最後に、大栄地区で調査した農地は20,963筆、24,567,402㎡、適正に耕作・管理されている農地は15,155筆、20,560,686㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は1,678筆、1,363,689㎡、基盤整備を要する遊休農地は1,858筆、1,420,211㎡、農地以外に利用されている農地は2,272筆、1,222,816㎡、農業振興地域内の遊休農地は2,504筆、2,168,525㎡でございました。

合計で調査した農地は77,058筆、75,822,595㎡、適正に耕作・管理されている農地は50,919筆、62,124,249㎡、草刈等で解消可能な遊休農地は6,625筆、4,324,444㎡、基盤整備を要する遊休農地は7,617筆、4,563,896㎡、農地以外に利用されている農地は11,897筆、4,810,006㎡、農業振興地域内の遊休農地は6,235筆、4,781,973㎡でございました。

以上で報告第4号、利用状況調査の結果について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

次に、報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 48ページから50ページでございます。報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①農地法施行規則第53条第5号の規程による届出(公共事業に伴う廃土処理)が3件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②千葉県農地転用関係事務指針の規程による届出(軽微な農地改良)が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。以上で報告第5号を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 報告第5号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 51ページから52ページでございます。報告第6号、農地等の現況に関する照会について、でございます。法務局の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より3件及び千葉地方法務局成田出張所より10件の農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(岩立小委員長の挙手あり)

○議長 岩立小委員長

○小委員長 報告第6号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号を終了させていただきます。

(事務局の挙手あり)

○議長 事務局

○事務局 先程、議案第5号、②使用貸借権の設定の1番で田代委員から質問がありました貸付人の所有面積は210,414.62㎡、このうち貸付面積が742,457㎡で、市の台帳で管理している面積となっております。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第32回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時20分 閉会)